

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
 (2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
1	I.支援金の概要 (趣旨)	新たな「休業要請外支援金」とは何ですか。	「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の支給対象とならなかった自己所有又は賃貸の施設を運営する者で府内に事業所を有し、特に深刻な影響を被った事業者(前年からの売上(4月又は4・5月の平均)が前年から50%以上減少)を対象に、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えするため、支援金を支給します。	5/29	
2	II.対象要件 (支給対象者)	対象となる要件は何ですか。	令和2年3月31日以前に開業又は設立し、営業実態のある中小企業その他の法人(中小法人)及び個人事業主で、下記の(1)から(3)までの3つの要件を全て満たすことが必要です。 (1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。 (2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。 (3)休業要請支援金の支給対象でないこと。 ※ 詳しくは、募集要項をご確認ください。	5/29	
3	II.対象要件 (支給対象者)	自社又は自分の事業が中小企業基本法上の「製造業その他」「卸売業」「小売業」「サービス業」のいずれに該当するかわかりません。	中小企業庁HP FAQ「中小企業の定義について」を参照ください。 なお、その他の法人については、様式への記載は不要です。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#a4	6/5	
4	II.対象要件 (支給対象者)	支援の対象外とされている「みなし大企業」の定義は何ですか。	租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定される以下のいずれかに該当する企業です。 ・発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人 ・発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人 【大規模法人とは】 ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 ・大法人(注)の100%子法人 ・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人 (注)大法人 ・資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人 ・相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 等	5/29	6/22(参照法令に基づき追記修正)
5	II.対象要件 (支給対象者)	募集要項のP.1「2.支給対象者」における「その他の法人」とはどの法人ですか。	従業員100人以下の次に掲げる法人です。 NPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人。	6/3	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
 (2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
6	II.対象要件 (事業所)	休業要請外支援金における「事業所」とは何をさしますか。	継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例:事務所等)をいいます。 複数の事務所を設けている場合であっても、それらが、一の建築物内にある場合(例えば、2階と3階)、事業所数は1つとして扱います。また、複数の建築物に複数の事務所を設けている場合であっても、それらが同一敷地または同一住所内にあるときは、1事業所として扱います。	5/29	
7	II.対象要件 (事業所)	個人事業主として自宅を事務所としていますが、支援金の対象になりますか。	本支援金における事業所とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例:事務所等)をいいます。自宅であっても、事務所であることを申請書類等で判断ができれば、対象となります。	5/29	
8	II.対象要件 (事業所)	法人の登記簿上の本店は、本支援金の「事業所」になりますか。	法人の登記簿上の本店が、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所に該当すれば「事業所」になります。	6/1	
9	II.対象要件 (事業所)	会社の登記上の事業所ではない場所で業務を行っています。登記上の事業所に何も無い場合でも申請は可能ですか。	登記の有無にかかわらず、実際に事業を行っている事業所で申請してください。	6/10	
10	II.対象要件 (事業所)	法人で登記簿上の本店が府内にあり、当該本店以外に代表取締役の自宅でも法人が事業をしている場合、代表取締役の自宅も事業所として申請できますか。	代表取締役の自宅が、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所に該当すれば「事業所」になります。	6/5	
11	II.対象要件 (事業所)	次の場合の事業所の数はいくつになりますか。 1.同じビルの別のフロア(階)に法人の本店と支店がある 2.1つの建物内に、同一法人又は同一個人事業主の営む花屋が1階、美容院が4階にある 3.1つの敷地内に工場と事業所がある	1及び2においては、複数の事務所を設けている場合であっても、それらが、一の建築物内にある場合となるため、1事業所となります。また、3においては、複数の建築物に複数の事務所を設けている場合であっても、それらが同一敷地にあるときとなり、1事業所となります。	5/29	6/1(質問の明確化による一部修正)
12	II.対象要件 (事業所)	令和2年4月に新たに大阪府内に事務所を開設や移転した場合は対象になりますか。	令和2年3月31日時点で大阪府内に事務所を有している必要があるため、対象になりません。	5/29	
13	II.対象要件 (事業所)	令和2年3月31日時点では、大阪府内に事業所が2つありましたが、その後1つを閉鎖しました。この場合、事業所数をいくつで申請できますか。	申請時点の事業所数で申請してください。	6/5	
14	II.対象要件 (事業所)	令和2年3月31日時点で府内に事業所を有し、その後、申請期間中に移転した場合は、どの事業所を対象として申請すればいいですか。	申請日時点の事業所を対象として申請してください。	6/10	
15	II.対象要件 (事業所)	レンタルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス等は、本支援金の事務所に該当しますか。	レンタルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス等の事務所は、その契約内容等から、通常は賃貸借契約等により確認する「継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所」とであると審査で判断された場合、事業所となります。	6/22	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
16	II.対象要件 (事業所)	次の場合は何件申請できますか。 1.複数の法人を運営している場合 2.個人事業主で複数の事業を行っている場合 3.1人で複数の法人代表者を務め、また個人事業主としても事業を行っている場合	1.法人毎に申請できます。 2.個人事業主が複数の事業を行っていたとしても1個人事業主につき申請は1度となります。 3.個人および各法人で申請できます。 なお、いずれも対象要件を満たす必要があります。	5/29	
17	II.対象要件 (事業所)	機材置き場などとして借りている物件を「事業所」として申請できますか。	継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例:事務所等)が「事業所」となりますので、単に機材を置いている倉庫単独では「事業所」となりません。	6/1	
18	II.対象要件 (事業所)	事業を行っている建物がプレハブで登記がありません。本支援金の事業所として申請できますか。	本支援金における事業所とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所をいい、プレハブもこの内容を満たせば「事業所」となり得ます。建物の登記がない場合は、建物購入時の契約書や固定資産税の課税通知及び支払いの書類など、当該建物を申請者が実質的に所有しているとわかる書類を提出してください。	6/22	
19	II.対象要件 (事業所)	移動販売車は、本支援金の事業所になりますか。	事業所とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点をいいます。 継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例:事務所等)をいいます。移動販売車は一定の場所に設けられたと言い難く、事業所とはなりません。	6/10	
20	II.対象要件 (売上)	売上比較の方法は休業要請支援金と同様の4月分の比較ですか。	休業要請支援金は、4月分の比較でしたが、休業要請外支援金は、令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間の比較になります。いずれで申請するかは申請者が選択できます。 例) 令和2年4月の売上の場合は2019年4月の売上と比較し、令和2年4月と5月の平均売上の場合は2019年4月と5月の平均売上と比較します。	5/29	
21	II.対象要件 (売上)	法人又は個人事業主で複数の事業を実施している場合の売上は、全事業をもって判断するのですか。	法人又は個人事業主で複数の事業を実施している場合、全事業の売上をもって判断します。	5/29	
22	II.対象要件 (売上)	法人の場合、不動産収入は売上に含まれますか。	当該法人の全ての事業の売上の合計で売上比較を行うため、不動産収入も含まれます。	6/10	
23	II.対象要件 (売上)	法人で、事業所が大阪府外にも大阪府内にもある場合の売上は、大阪府外の事業所の分も含めて全事業の合算になるのですか。	法人又は個人事業主で複数の事業を実施している場合、大阪府外の事業所も含め全事業をもって売上を判断します。	5/29	
24	II.対象要件 (売上)	売上はどのように比較するのですか。	確定申告の添付書類や帳簿等に記載されている、昨年4月と今年4月の事業に関する売上高(4月と5月の平均売上と比較する場合は昨年4月と5月の平均売上と今年4月と5月の平均売上)を比較します。ただし、売上高に事業収入以外のものが含まれている場合は原則合算しません。	5/29	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
25	II.対象要件 (売上)	個人事業主の確定申告において、事業収入ではなく雑所得や給与所得に計上されたものは、本支援金の売上とみなされますか。	個人事業主の売上については、原則、確定申告書B(第一表)の「収入金額等」の「事業」欄(ア)に記載されている額をいいます。ただし、売上が「事業」欄ではなく「給与」欄(カ)もしくは、「雑所得」欄(ク)に記載されている場合は、継続的に事業活動(申請にかかる事業に限ります)を行っていることが証明できる書類及び理由書を提出してください。審査の結果、「事業収入」と認められた場合に限り、本支援金の支給対象とします。	5/29	
26	II.対象要件 (売上)	募集要項P.2に、「売上が「事業」欄でなく「給与」欄もしくは、「雑所得」欄に記載されている場合は、継続的に事業活動(申請にかかる事業に限ります)を行っていることが証明できる書類及び理由書を提出してください。」とありますが、継続的に事業活動を行っていることが証明できる書類とはどのようなものですか。	「雑所得」、「給与所得」に応じて、以下をご提出ください。 【「雑所得」の場合】 ①過去3年分の確定申告書の写し (確定申告書B第一表・第二表の写し、所得税青色申告決算書又は白色申告で收支内訳書を作成されている方はその写し) ②業務の発注元からの支払調書など、継続的に事業を行っていることが分かる書類 【「給与所得」の場合】 ○業務の発注元と申請者による業務委託契約書など、継続的に事業を行っていることが分かる書類	6/22	
27	II.対象要件 (売上)	個人事業主の不動産収入は売上に含まれますか。	原則含まれません。ただし、事業収入であると審査で認められた場合に限り、売上に含まれることとします。その場合、継続的に事業活動(申請にかかる事業に限ります)を行っていることが証明できる書類及び理由書を提出してください。	6/3	
28	II.対象要件 (売上)	株式会社や個人事業主が国からの助成金や補助金を受けた場合は、売上に含めるのですか。	中小企業・個人事業主に対する助成金や補助金は売上に含みません。提出していただく帳簿等において、助成金・補助金等が含まれている場合は、補足資料として、売上詳細やその中に含まれる助成金の内容・金額が分かる資料、含まない場合の50%売上減の算出根拠をご提出ください。	6/15	
29	II.対象要件 (対象事業者)	登記簿上の本店が大阪府内の中小企業ですが、兵庫県で美容院を運営しています。この美容院は本支援金の対象要件の(1)に該当しますか。	大阪府外に事業所がある場合(本問の兵庫県の美容院)は対象外となります。なお、大阪府内にある登記簿上の本店が事業所として判断される場合は、当該事業所は対象要件の(1)に該当します。	5/29	
30	II.対象要件 (対象事業者)	個人事業主として大阪府で花屋を経営しています。確定申告の納税地である自宅は兵庫県になるのですが、支援金の対象要件(1)に該当しますか。	個人事業主の場合、確定申告の納税地(住所地等)に関わらず大阪府内に事業所があれば支援金の対象要件(1)に該当します。	5/29	
31	II.対象要件 (対象事業者)	「理髪店、美容院」は本支援金の支給対象となりますか。	「理髪店、美容院」は、休業要請の対象外施設となりますので、対象要件(1)(2)を満たせば本支援金の対象となります。	5/29	
32	II.対象要件 (対象事業者)	建設業は、本支援金の支給対象となりますか。	休業要請支援金の支給対象でないため、対象要件(1)(2)を満たせば本支援金の対象となります。	6/1	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
33	II.対象要件 (対象事業者)	百貨店、ショッピングセンター等の複合商業施設全体が休業した場合、テナントとして入居している店舗は支援金の支給対象となりますか。	複合商業施設全体にテナントとして入居している店舗がペットショップ、宝石類の販売店、おもちゃ屋等の休業要請施設であれば対象外となります。ただし、登記簿上の本店が大阪府外の中小企業又はその他法人は対象となる場合があります。 一方、当該店舗が、生活必需物資販売施設(スーパーマーケットや文房具屋等)の場合、休業要請の対象外施設となるので、対象要件(1)(2)を満たせば対象となります。	5/29	
34	II.対象要件 (対象事業者)	10時～18時まで営業している飲食店です。休業要請期間中、終日休業し大きく売上が落ち込んでいます。本支援金の支給対象となりますか。	もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は、休業要請の対象外施設となりますので、対象要件(1)(2)を満たせば、本支援金の対象となります。	5/29	
35	II.対象要件 (対象事業者)	休業要請等がなされた商業施設のうち、床面積の合計が100㎡以下の広さの場合は、適切な感染防止対策を徹底の上で営業可能となっています。現在、登記簿上の本店が大阪府である法人が80㎡の金券ショップ(休業要請等対象施設)を運営していますが、休業した場合には本支援金の支給対象となりますか。	本問の場合は、床面積の合計が100㎡以下であっても、休業した場合は、本支援金の対象外となります。ただし、登記簿上の本店が大阪府外の中小企業又はその他法人は対象となる場合があります。 なお、登記簿上の本店を大阪府に有する中小企業や個人事業主であって、休業要請等がなされた「商業施設」や「大学・学習塾等」のうち、床面積の合計が100㎡以下の広さの場合、適切な感染防止対策を徹底の上で営業を継続していた場合は対象要件(1)(2)を満たせば対象となります。	5/29	
36	II.対象要件 (対象事業者)	休業要請の対象であった学校等文教施設内で食事を提供する事業者(食堂、給食など)は本支援金の支給対象となりますか。	【対象ケース】 食事提供事業者が委託を受けて、休業要請対象施設内で食事を提供している場合は、休業要請の対象外施設となるので、対象要件(1)(2)を満たせば本支援金の対象となります。 【対象外ケース】 学校等と賃貸借契約等(行政財産使用許可など)を交わし、食堂等が食事提供事業者の施設としてとらえられる場合で、以下のケースは、休業要請支援金の対象となるため、本支援金の対象外となります。ただし、登記簿上の本店が大阪府外の中小企業又はその他法人は対象となる場合があります。 ・高校等の施設内の限られた人に食事提供する場合で、全面休業(文教施設の一部と解するため) ・高校等の施設外の一般の人にも広く食事を提供する場合で(飲食店と解す)、夜間(夜20時から翌朝5時まで)の時間帯の営業を短縮	5/29	
37	II.対象要件 (対象事業者)	登記簿上の本店が大阪府内の中小企業で、休業要請対象施設を休業したが、4月の売上は50%以上の減少にならなかったため、休業要請支援金に申請しませんでした。4月5月の平均で見ると、50%以上の減少になった場合、休業要請外支援金の対象となりますか。	登記簿上の本店が大阪府内にある中小企業または個人事業主で、休業要請の対象施設の運営者については、休業要請支援金の支給対象となるので、本支援金の対象外となります。	5/29	
38	II.対象要件 (対象事業者)	休業要請の対象施設と対象外施設を運営しており、休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の申請をしました。対象外施設にかかる分については、本支援金も申請できますか。	登記簿上の本店が大阪府内にある中小企業または個人事業主で、休業要請の対象施設を1つでも有する場合は、休業要請支援金の支給対象となるので、本支援金は対象外となります。	5/29	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
39	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	募集要項に記載の専門家の事前確認はどこで行うのですか。	すでに、アドバイスや指導を受けておられる専門家の方がおられる場合は、その方の同意が得られましたら、申請書類の事前確認を依頼していただいても結構です。 対象となる専門家をご存じない場合は、募集要項P.4.5に記載の専門家へ依頼いただき、当該専門家の同意が得られましたら、事前確認を依頼してください。	5/29	
40	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	事前確認を依頼する専門家は、募集要項に記載されている士業でなければならないのですか。	大阪府として事前確認の実施に対して費用を負担ができるのは募集要項に記載の士業のみですので、募集要項に記載の専門家に事前確認を依頼するようにしてください。	6/17	
41	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	個人事業主の事前確認について、大阪府外の専門家に依頼しても構わないのですか。	構いません。	6/1	
42	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	すでに知り合いの専門家がいる場合であってもその方の同意を得れば、募集要項に記載の大阪府行政書士会等の専門家に依頼することはできますか。	どの専門家に事前確認を依頼していただくかは申請者ご自身が決めてください。	6/17	
43	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	知り合いの専門家に事前確認の制度なんて知らないといわれました。どうしたらいいですか。	大阪府から各専門家の府内団体に協力を要請し、各団体から会員に対して事前確認に応じるように周知していただいておりますが、専門家の方がご確認いただけない可能性があります。専門家は、募集要項5Pに記載の方法で探していただけなので、ご参照ください。	6/17	
44	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	個人事業主は絶対に専門家に相談しないと支援金が支給されないのでしょうか。また、専門家の事前確認を得ないと審査で不利になることはありますか。	個人事業主の方は、本支援金の申請が円滑に行えるよう、支援金の申請に必要な書類を準備していただいた後、専門家による申請書類の事前確認をお願いしています。 専門家による事前確認がなくても申請は可能ですが、審査において書類に不備等があれば、支給までに時間を要することとなります。 すでに、アドバイスや指導を受けておられる専門家の方がおられる場合は、その方の同意が得られましたら、申請書類の事前確認を依頼していただいても結構です。 ※専門家の詳細につきましては、募集要項をご覧ください。	5/29	
45	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	専門家の事前確認をしなかった場合、どれくらい審査が遅れますか。	専門家による事前確認を得ず、必要書類に不備があった場合は、審査に時間を要することがあります。なお、具体的な期間については、個別のケースによるためお答えできません。	6/17	
46	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	専門家の相談費用はいくらですか。	申請書類の事前確認に要する費用は府が負担します。 ただし、代行申請など、申請書類の事前確認以外の業務を専門家に依頼した場合は、申請者の負担となりますので、ご注意ください。	5/29	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
47	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	専門家に書類の事前確認をお願いする場合はどのように大阪府から費用が支払われるのですか。また、申請者が一旦費用を立て替えるのですか。	専門家に対しては専門家からの事前確認の実施費用請求に基づき、大阪府が直接費用をお支払いしますので、申請者に費用を立て替えていただくことはございません。 ※大阪府行政書士会に所属する方には、大阪府行政書士会事務局を通じてお支払いします。 ただし、申請書類の代理作成等を専門家に依頼した場合などは、申請者の負担になりますので、ご注意ください	6/1	6/2(但書の追加による一部修正)
48	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	専門家の費用は大阪府からの費用の支払いのみで足りるのでしょうか。	事前確認書への署名に基づき費用を大阪府が負担いたしますので、その範囲で事前確認をしていただくように専門家をお願いしています。 ただし、申請書類の代理作成等を専門家に依頼した場合などは、申請者の負担になりますので、ご注意ください	6/17	
49	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	申請書や添付書類を行政書士などに代理作成をお願いした場合は委任状などの書類が必要になりますか。	代理作成を頂くことは問題ありませんが、申請書の郵送は申請者本人が行ってください。なお、その場合の委任状を大阪府に提出いただく必要はございません。また、申請書の代理作成等を専門家に依頼した場合は、その費用は申請者の負担となりますので、ご了承ください。	6/17	
50	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	個人事業主の専門家への事前確認とは具体的にどのようなことですか。どのような書類を準備して臨めばいいですか。	申請要件を充たしているか、添付書類が十分かなどを専門家に確認いただきます。申請書類一式を用意の上、事前確認を行うようにお願いします。	5/29	
51	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	専門家は、事前確認のために店舗まで来てくれますか。	事前確認の実施場所は専門家が指定する場所で実施いたします。	6/17	
52	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	専門家の事前確認は、対面相談ではなく、PDFやFAXなどでのやり取りでもいいですか。原本は必要ありませんか。	原則、専門家には対面により申請書(原本)を事前確認いただきます。ただし、大阪府の規則に基づかない事前確認を実施する場合(専門家が事前確認費用を府に請求しない場合)には、この限りではありません。	6/17	
53	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	法人は、専門家による申請書類の事前確認の対象となりますか。	大阪府が専門家による事前確認の費用を負担するのは、申請者が個人事業主である場合のみです。法人の場合は専門家の了解があれば、個別に相談いただいて結構ですが、費用については、専門家との間で個別に調整ください。	6/17	
54	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	大阪府行政書士会の事前確認紹介専用ダイヤルに何度かけてもつながりません。どうしたらいいですか。	大阪府行政書士会では専用ダイヤルは6月1日(月)11時から開設しています。自動音声システムによる受付を複数回線で24時間行っていますので、つながらない場合は、時間を置いて再度おかけ直してください。電話による受付後は、各地域の行政書士から折り返し電話をして頂く流れになっています。また、他の士業の方に依頼していただくことも可能ですので、募集要項(6月12日改正)のP.4.5を御覧いただきますようお願いいたします。	6/17	
55	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	大阪府行政書士会の事前確認紹介専用ダイヤルに電話した際、折り返し担当者から連絡とあるが、行政書士から直接連絡がくるのですか。それとも、事務局を通して連絡がくるのですか。	ご登録いただいた住所によっては直接行政書士から連絡をさせていただく場合と事務局から連絡をさせていただく場合があると聞いております。	6/17	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
56	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	大阪府行政書士会の事前確認紹介専用ダイヤルに電話して、非通知でかかってくる電話に出られなかった場合どうすればいいですか。また、かけなおしてくれるのですか。	行政書士会からの連絡については、不通であった場合には、時間を置いて再度掛けなおすと聞いております。	6/17	
57	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	大阪府行政書士会の事前確認紹介専用ダイヤルに電話して以降、大阪府行政書士会から電話がかかってくることはありません。	行政書士会には多数の専門家紹介の希望が寄せられていると聞いております。おおよそ3日以内に担当者からご連絡をさせていただいているとのことですので、お待ち頂けますようお願いいたします。 なお、4日以上、連絡がない場合は、大阪府行政書士会の次の連絡先までお問合せください。06-6943-1628(平日9時から17時まで)	6/17	
58	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	大阪府行政書士会の事前確認紹介専用ダイヤルは費用がかかりますか。	自動音声が始まるまでは費用がかかりませんが、自動音声が始まって以降は費用がかかります。	6/17	
59	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	大阪府行政書士会の事前確認紹介専用ダイヤルの申込みのキャンセルをしたいと思います。	行政書士会から折り返しの連絡があった際に、その旨をお伝えください。	6/17	
60	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	大阪府行政書士会の事前確認紹介専用ダイヤルに電話し、自動音声に必要な情報を伝えた結果、行政書士から電話連絡があり、書類確認のため一度訪問したいとのことですが、詐欺の疑いはないでしょうか。	身分証明や士業の登録番号を確認するなどにより、詐欺に逢わないようご注意ください。	6/17	
61	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	5月30日に様式3が変更されていますが、すでに提出済みの場合は問題ないのでしょうか。また、新旧どちらの様式3でも申請は可能ですか。	様式3は5月30日に簡易な変更を行っておりますが、旧様式で提出されている場合であっても有効なものとして取り扱います。様式等の書類については、大阪府のホームページには常に最新のものを掲載しておりますので、なるべくホームページから印刷頂きますようお願いいたします。	6/17	
62	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	申請書類に不備があった場合に専門家に返送してもらうようにすることはできませんか。	申請書類の事前確認は専門家にさせていただきますが、申請書類の提出は申請者に行っていただきますので、書類に不備があった場合の返送等は申請者あてにさせていただきます。	6/17	
63	Ⅲ.申請手続き (事前確認)	事前確認制度に関する専門家からのよくある問い合わせについて	専門家の皆様からの事前確認制度に関するご質問については、「大阪府休業要請外支援金について」HPの「専門家による申請書類の事前確認について」欄によくあるお問合せとして掲載しておりますので、そちらをご覧ください。	6/17	
64	Ⅲ.申請手続き (WEB登録)	Web登録に関するよくあるお問合せについて	Web登録に関するよくあるお問合せについては、「大阪府休業要請外支援金について」HPの「申請方法」欄に掲載の「休業要請外支援金Web登録画面操作方法」内に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。	6/19	
65	Ⅲ.申請手続き (申請書類の提出)	レターパックライト(青色)に記載する電話番号はどこのもを書けばよいですか。	コールセンターの電話番号(0570-200-308)を記載ください。 ※ポスト投函の場合は記載が無くても郵送されます。	5/29	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
 (2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
66	Ⅲ.申請手続き (申請書類の提出)	申請書類郵送前に誤りに気付いたのですが、どのように修正すればいいですか。	<p>【WEB申請の場合】 一度入力完了したデータは、修正できません。また、コールセンターにご連絡頂いても修正や削除することはできません。お手数ですが、ダウンロードした申請書に二重線での訂正と訂正印(法人は代表者印・個人は実印(申請書に押印したもの))を押印して提出してください。書類審査の際に、事務局でデータを訂正します。 なお、個人事業主の方は、新たにWeb登録はしないようにお願いします。</p> <p>【紙申請の場合】 申請書に二重線での訂正と訂正印(法人は代表者印・個人は実印(申請書に押印したもの))を押印して提出してください。書類審査の際に、事務局でデータを訂正します。</p>	6/25	
67	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請書類郵送後、不足書類に気づいた場合はどうすればよいですか。	<p>不足している書類を、下記宛先に追加で送付してください。 その際、確実に到着したことを確認できるよう、配達記録ができる郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で郵送してください。 また、封筒の目立つところに、「不足書類在中」、受付番号(法人の場合は「EC0000000(9桁の英数字)」、個人事業主の場合は「EP0000000(9桁の英数字)」を必ず記載してください。 ※受付番号が分からない場合は、法人名(屋号)、本社(主たる事業所)所在地、連絡先電話番号を記載した紙を同封してください。</p> <p>【提出先】 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府休業要請”外”支援金 申請事務局</p>	5/29	6/17(審査迅速化のための取扱変更による修正)
68	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請書類に不足や記載漏れがあった場合は、どのように連絡が来ますか。	<p>不足書類があった場合は、電話又はメールにて連絡させていただきますが、連絡を受ける前に、申請書類の不足や記載漏れに気付かれた場合は、不足している書類又は修正した書類を、下記宛先に追加で送付してください。 その際、確実に到着したことを確認できるよう、配達記録ができる郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で郵送してください。 また、封筒の目立つところに、「不足書類在中」又は「修正書類在中」、受付番号(法人の場合は「EC0000000(9桁の英数字)」、個人事業主の場合は「EP0000000(9桁の英数字)」を必ず記載してください。 ※受付番号が分からない場合は、法人名(屋号)、本社(主たる事業所)所在地、連絡先電話番号を記載した紙を同封してください。</p> <p>【提出先】 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府休業要請”外”支援金 申請事務局</p>	5/29	6/17(審査迅速化のための取扱変更による修正)

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
 (2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
69	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	支給前(申請内容の修正ではなく)申請自体を取り下げたいのですが、どうすればいいですか。	「大阪府休業要請外支援金申請取下書」(様式第6号)をHPIに掲載しておりますので、ダウンロード・印刷の上、必要事項を記入・押印し、下記宛先に送付してください。 その際、確実に到着したことを確認できるよう、配達記録ができる郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で郵送してください。 また、封筒の目立つところに、「取下書在中」と必ず記載してください。 【提出先】 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府休業要請”外”支援金 申請事務局	6/25	
70	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	支給後(申請内容の修正ではなく)申請自体を取り下げたいのですが、どうすればいいですか。	「支援金支給要件欠如届出書」(様式第5号)をHPに掲載しておりますので、ダウンロード・印刷の上、必要事項を記入・押印し、下記宛先に送付してください。 その際、確実に到着したことを確認できるよう、配達記録ができる郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で郵送してください。 また、封筒の目立つところに、「支給要件欠如届出書在中」と必ず記載してください。 【提出先】 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府休業要請”外”支援金 申請事務局	6/25	
71	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請書類に不足や記載漏れがあった場合、補正も含めて7月14日(火)(Web事前受付をせず書面で申請する場合は7月7日(火))の消印で提出しなければいけないのですか。	7月7日(火)までにWeb事前受付を行い、申請書類を7月14日(火)消印(Web事前受付をせず書面で申請する場合は7月7日(火)消印)で郵送申請されていれば、期限内の提出扱いとなりますので、補正後の書類の提出が申請期間以降でも有効です。受け付けたものについては順次審査をしてまいります。ただし、不足書類が多いと審査にお時間を要しますので、必ず申請書及び必要書類をすべて揃えてレターパックライトにより郵送してください。	5/29	6/30, 7/1(申請期間延長に伴う修正)
72	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請後、倒産又は廃業となった場合どうなりますか。	審査の結果、支給決定があった場合は支給させていただきますが、倒産・廃業による口座閉鎖など、お受け取りにできない場合は、支給できない場合があります。	5/29	
73	Ⅳ.申請に必要な書類 (申請書等様式)	府内で2以上の事業所を運営している場合、様式1(申請書)の「事業所の情報」には、どの事業所を記入すればよいのですか。	「大阪府内に所在する事業所数」欄の「2事業所以上」にチェックをご記入いただき、2事業所の場合はその2つを、3事業所以上の場合は任意の事業所(店舗等)2つを記入ください。他の必要書類(写真、営業に関する許認可証の写し、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)又は賃貸借契約の写し)も申請書に記載した事業所に係るものをご提出ください。なお、売上は一つの事業所(店舗等)ではなく、事業全体での比較となります。	5/29	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
74	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	個人事業主で、専門家の事前相談ができなかった場合に様式3の専門家記載欄は空欄でよいのですか。もしくは、様式3は提出しなくてよいのですか。	専門家への事前相談ができない場合は、様式3の申請者記載欄「専門家による事前確認を行っていません」にチェックを入れて、他の必要書類とともに郵送してください。 なお、専門家による事前確認がない書類を府に送付された場合は、支給までに時間を要することがありますので、予めご了承ください。	6/1	
75	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	専門家です。様式3の【助言・支援した事項】は何を書けばいいのですか。	申請書類の不備や記入漏れなどについて、その修正を指示(助言)したことを記入してください。	6/1	
76	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	専門家です。専門家による申請書の事前確認において特段助言や指導がなければ、様式3の【助言・支援した事項】は空欄でも構いませんか。	構いません。	6/1	
77	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	WEB登録ではなく、紙の申請書に必要な事項を記入して申請します。受付番号がない場合どうしたらいいのですか。	インターネット環境がない等により、WEB登録ではなく紙の申請書に手書きで記入した場合は申請時点では受付番号が発行されませんので、「受付番号」欄は空欄にしてください。 なお、申請後、休業要請外支援金事務局にて受付番号を付与します。	6/5	
78	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	個人事業主で、様式1の「1.申請者の情報」の「代表者役職」は何を記載したらいいのですか。	「代表」など、申請者の役職名を記載してください。特に役職名がない場合は「なし」と記載してください。	6/5	
79	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	個人事業主で、本人以外に従業員がいない場合の様式1「常時雇用する従業員数」は何を記載すればいいのですか。	0を記載ください。	6/5	
80	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	様式1の「3.府内に所在する事業所に関する情報」の「名称」について、自宅兼事務所で店舗名等の看板を掲げていない場合は何を記載すればいいのですか。	自宅兼事務所等で店舗名を掲げていない場合は、申請者が事業活動において使用している名称等もしくは代表者の氏名を記入してください。	6/5	
81	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	申請書「3. 府内に所在する事業所等に関する情報」の「業態」には何を記載したらいいのですか。	申請者の事業内容が分かるようにできるだけ具体的にご入力ください。 例)スーパーマーケット、衣料品店、設計事務所 等	6/5	
82	IV.申請に必要な書類 (申請書等様式)	WEB登録で、様式1の「3.府内に所在する事業所に関する情報」の「事業所情報」欄にある「休業要請対象・対象外の別」において「休業要請対象外」を選択した場合は、様式1を印刷すると「休業等の状況」欄は空欄となりますが構いませんか。	ご質問の場合、「休業等の状況」欄は空欄で構いません。	6/5	
83	IV.申請に必要な書類(営業許可等)	営業に関する許認可証等を紛失した場合はどうすればよいのですか。	再発行していただき、提出してください。	5/29	
84	IV.申請に必要な書類(帳簿等)	帳簿等とはどのようなものを提出すればいいのですか。また、売上のほか、経費も含まないといけませんか。また、日々の明細がなくとも、月合計金額のみの提示で問題はないのですか。	様式の定め等はありませんが、月次総勘定元帳、月次試算表、売上台帳、現金出納帳、収支計算書等売上の確認ができるものを作成ください。売上がわかれば、経費を含んでいなくても構いません。また、日別でなくても月別がわかれば構いません。	6/10	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
85	IV申請に必要な書類(帳簿等)	月次の売上計上が1日から末日の間ではない場合(20日×など)、令和2年4月の売上も前年の計上方法と同じ期間で計算すればよいのですか。	前年と同じ期間での算出が好ましいと考えております。なお、提出期間は6月30日までとなっておりますので、それまでに資料をそろえてご提出ください。	5/29	
86	IV.申請に必要な書類(帳簿等)	売上について、実際の入金は数か月後になる場合があります。売上の比較を行う帳簿はいつの期間のものを提出すればいいのですか。また、前年との比較はどのようにしたらいいのですか。	売上の比較は、今年4月又は4月と5月の平均の売上と前年同期間を比較していただきますので、今年4月と昨年4月(4月5月の平均で比較する場合は、5月分も)の帳簿等を提出してください。 なお一般的に用いられている、実現主義(発生主義)による会計処理であれば、収入額が確定した日が売上計上の時期となります。現金主義で会計処理をされている場合は、入金日が売上計上の時期となります。	6/15	
87	IV.申請に必要な書類(登記簿謄本)	登記事項証明書(登記簿謄本)について、「申請前〇か月以内に発行」等の期限の定めはありますか。	申請日時点で記載事項が最新のものを提出してください。	6/5	
88	IV申請に必要な書類(登記簿謄本)	建物の登記事項証明書(登記簿謄本)はオンラインで取得したもので構いませんか。	証明文や公印等が付加されない「登記情報提供サービス」(一般財団法人民事法務協会が実施)は本支援金ではご利用いただけません。 なお、法務局が実施している、インターネットを利用して登記事項証明書等を請求することができるオンライン申請サービス「登記・供託オンライン申請システム」により、オンラインで申請し取得した建物の登記簿謄本でも差し支えありません。	6/10	
89	IV申請に必要な書類(登記簿謄本)	P.10の申請に必要な書類(中小法人の場合)の5(1)(個人事業主の場合はP.14の6(1))の「登記事項証明書(登記簿謄本)」は建物と土地の両方の提出が必要ですか。	建物のみで構いません。	5/29	
90	IV.申請に必要な書類(登記簿謄本)	建物の登記事項証明書(登記簿謄本)が申請者と申請者以外の者との共有名義になっていても構いませんか。	共有名義の建物の登記事項証明書(登記簿謄本)でも構いません。 対象要件(1)(2)(3)を満たせば、本支援金の対象となります。	6/5	
91	IV申請に必要な書類(登記簿謄本)	事業所(建物)の登記をしていない場合はどのような書類を提出したらいいのですか。	建物購入時の契約書や固定資産税の課税通知及び支払いの書類など、当該建物を申請者が実質的に所有しているとわかる書類を提出してください。	5/29	
92	IV申請に必要な書類(登記簿謄本)	登記事項証明書(登記簿謄本)上の所有者と実際の所有者(申請者)が異なる場合は、何を提出すればいいのですか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①建物の登記事項証明書(登記簿謄本) ②建物の所有権が実際の所有者(申請者)に移転したことがわかる契約書の写し、又は実際の所有者(申請者)宛の固定資産税の課税通知及び支払い書類	6/3	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
93	IV.申請に必要な書類 (賃貸借契約書)	賃貸借契約書に更新条項がない場合はどうしたらいいですか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①賃貸借契約書 ②補足資料として、申請者が契約に基づき施設を管理・運営していることを証することができる資料(下記例参照) 【補足資料の例】 ○貸主が発行している領収書の写し* ○賃料の支払いが確認できる通帳(「1ページ目の見開きのコピー」および「振込が確認できるページのコピー」)* *少なくとも令和2年3月31日を含む直近の月次までのもの	6/5	
94	VI申請に必要な書類(賃貸借契約)	事情により、前の事業主から事業を承継したが、賃貸借契約書の借主の名義は前の事業主の名義のままです。この場合、賃貸借契約書の他に何か提出する必要がありますか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①賃貸借契約書 ②貸主と現在の借主(申請者)の連名で、事情を説明した申立書 連名による申立書が提出できない場合は、 ①賃貸借契約書 ②現在の借主(申請者)名の申立書 ③補足資料として、可能な範囲で、申請者が契約に基づき施設を管理・運営していることを証することができる資料(下記例参照)を、提出してください。 【補足資料の例】 ○貸主が発行している領収書の写し* ○賃料の支払いが確認できる通帳(「1ページ目の見開きのコピー」および「振込が確認できるページのコピー」)* *少なくとも令和2年3月31日を含む直近の月次までのもの	5/29	6/3(質問の統合)
95	VI申請に必要な書類(賃貸借契約)	賃貸借契約書上の借主(申請者)の住所が、(引っ越しなどにより)現在の住所と異なる場合はどうしたらいいですか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①賃貸借契約書 ②借主(申請者)名の事情を説明した申立書 ※別途提出いただく本人確認書類などとあわせ、総合的に判断します。	6/3	
96	IV.申請に必要な書類 (賃貸借契約書)	賃貸借契約書の氏名が旧姓です。補足書類は必要ですか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①賃貸借契約書 ②借主(申請者)名の事情を説明した申立書 ※別途提出いただく本人確認書類などとあわせ、総合的に判断します。	6/5	
97	VI申請に必要な書類(賃貸借契約)	百貨店のテナントですが、賃貸借契約という契約にはなっていません。この場合、対象になりますか。	百貨店との契約内容が、店舗スペースを常時排他的に占有できるということが確認できる内容であれば、募集要項の対象要件(1)の対象となる場合がありますので、該当の契約書等を提出してください。なお、募集要項の対象要件(2)(3)を満たす必要があります。	6/3	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
(2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
98	VI申請に必要な書類(賃貸借契約)	BがAから賃貸借している物件を、転貸で借り受けて店舗を運営しているが、転貸借契約書を作成していない。この場合、何を提出すればいいですか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①賃貸借契約書 ②借主(B)と転貸借者(申請者)の連名で、転貸借の事実関係を説明する申立書 ③補足資料として、可能な範囲で、申請者が契約に基づき施設を管理・運営していることを証することができる資料(下記例参照) 【補足資料の例】 ○Bが発行している領収書の写し* ○賃料の支払いが確認できる通帳(「1ページ目の見開きのコピー」および「振込が確認できるページのコピー」)* *少なくとも令和2年3月31日を含む直近の月次までのもの	6/3	
99	VI申請に必要な書類(賃貸借契約)	建物の所有者から店舗を有償で借り受け、営業しているが、賃貸借契約書を交わしていない場合は、何を提出すればいいですか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①所有者と使用者(申請者)の連名の申立書 ②補足資料として、可能な範囲で、申請者が契約に基づき施設を管理・運営していることを証することができる資料(下記例参照) 【補足資料の例】 ○貸主が発行している領収書の写し* ○賃料の支払いが確認できる通帳(「1ページ目の見開きのコピー」および「振込が確認できるページのコピー」)* *少なくとも令和2年3月31日を含む直近の月次までのもの	6/3	
100	VI申請に必要な書類(賃貸借契約)	建物の所有者から無償で貸借(使用貸借)しているが、契約書がない場合は、何を提出すればいいですか。	以下の資料をすべて提出してください。 ①所有者と使用者(申請者)連名の、使用貸借の事実関係を説明した申立書 ②補足資料として、可能な範囲で、借主がその建物を借りていることが分かるような資料	6/3	
101	IV申請に必要な書類(写真)	申請する施設の写真(外観・内観・看板表示の3点)のイメージを教えてください。また、看板の写真が撮れない場合はどうすればよいですか。	1.外観とは、屋外から事業所の全景が取れるもの、ビル内の場合、店舗の入り口のことです。(ビルに入居している場合は、ビルの外観と店舗の外観の2種類の提出がのぞましい) 2.内観とは、事業所内のことで、事業用の設備、事務機器等のある事業に使用しているスペースの写真をご提出ください。 3.看板表示とは、屋外看板、屋内看板、建物内案内板のことです。 看板が無い場合は、店舗名が表示されているドア、テナント表示、ポストなどを撮影してください。	5/29	6/5(詳細追加による一部修正)
102	IV.申請に必要な書類(写真)	事業所の写真で事務所の外観・内観・看板表示3点とありますが、自宅を事務所としている場合は、内観や看板は何を提出すればいいですか。	内観については、経理作業等の事業に使用している設備、備品、事務用品等を設置・配置している執務スペースの写真をご提出ください。 看板を掲げていない場合、自宅で事業を行っていることがわかる書類(例:個人事業主の住所が記載された名刺やHP、チラシ、事業に係る郵便物等)をご提出ください。	6/5	

本FAQにおける対象要件の(1)(2)(3)とは、それぞれ募集要項P.2 II.対象要件の(1)令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
 (2)令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少していること。(3)休業要請支援金の支給対象でないこと。をいいます。

HP 番号	カテゴリー	質問	回答	作成日	更新日
103	IV申請に必要な書類(振込先確認)	振込先は当座預金とする場合、どのような書類が必要ですか。	下記の書類の写しのうち、「支店名・口座・名義人」が記載されているいずれかの書類を提出してください。 ・当座勘定照合表 ・残高証明書 ・金融機関が発行する口座証明書	6/5	
104	V.支援金の支給(通知)	審査の結果(支給・不支給)はどのように通知されるのですか。	審査の結果、支援金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします(文書やメールによる通知はありません)。支援金を支給しない旨の決定をした時は、後日、文書にて不支給に関する通知をします。	5/29	
105	V.支援金の支給(通知)	登録した金融機関口座には何という名前(名義)で振り込まれるのですか。	「フヨウセイガイシエンキン シンセイジムキョク」です。 ※ただし、振込先の銀行により表示名の末尾が印字(表示)されない場合があります。	6/25	
106	V.支援金の支給(支給)	本支援金に申請した場合、施設名称(屋号)等の公表はありますか。	休業要請外支援金では公表はありません。	6/5	